

令和8年度

事業計画書

公益財団法人新潟県都市緑花センター

I 事業概要

II 事業計画内容

I 事業概要

事業の目的（定款第3条）

都市緑化・公園緑地に関する県民の多様なニーズに対応した事業の実施を通して、県民生活に安らぎとゆとりをもたらし、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

II 事業計画内容

1 公益目的事業

(1) 都市空間における緑花増進事業（普及啓発、調査研究）

緑や花に関する普及啓発活動、調査研究事業を行うことで都市空間に潤いをもたらす緑の重要性を県民に認識してもらい、緑豊かなまちづくりを進めていくことを目的とする。

① 都市緑花の普及啓発事業

(ア) 県民の緑化活動支援事業

(a) 花と緑のパートナーづくり事業

地域住民が行う緑化事業を支援することによって都市緑化の意識啓発及び公共施設等の緑化を促進する。

(b) 花と緑のアドバイザー派遣事業

県内各地で開催される花と緑に関する各種講習会、自然観察会など様々な緑化活動の場へ、当財団に登録しているアドバイザーを派遣する。

(イ) 緑化の普及に関するコンテスト実施事業

公園利用の促進や緑化の普及啓発を目指し、都市公園や緑や花を題材としたコンテストなどを検討する。

(ウ) 広報事業

広報印刷物、ホームページ等を活用し緑や花、公園に関する情報やイベント情報を提供する。

(エ) 緑化イベントの開催業務

県民の都市緑化に対する意識の高揚、緑化に関する知識の普及等を図るため、関係団体と協力して都市緑花フェアをはじめとするイベントを行う。

② 調査研究事業

(ア) 都市空間における緑の量と質に関する調査研究

グリーンインフラを取り入れた安全安心な都市づくりに向け、雨庭づくり等モデル事業を含む研究に取り組む。

③ 芝生普及研究所

(ア) 芝生地に関する調査研究

新潟の気候風土に合った効率的・効果的な維持管理方法を確立させることを目的として、芝生地における様々な管理手法を調査研究する。

(イ) 校庭芝生化の普及事業

これまで培ったノウハウを活かし、園庭・校庭の芝生化に取り組む学校等に対し、技術指導などを行う。

(2) 公園緑地の利活用促進と植物に関する知識の普及と理解の増進事業

当センターは、より多くの人々が満足できる適切な公園管理を企画・実施するとともにアンケート調査等を通して、利用者ニーズを把握し、より一層県民に親しまれる公園となるよう、行政と利用者をつなぐ役割を担う。

① 鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）、大潟水と森公園の利活用の促進事業

鳥屋野潟公園においては、『「都市の魅力」としてのスポーツ公園』をテーマに、「様々な楽しみ方ができる公園づくり」・「より多く利用される公園づくり」・「市民参画による公園づくり」という管理運営方針により、多くの方より来園していただき、また、親子が楽しめるような環境を整え、子育て世帯に優しい公園を目指す。

大潟水と森公園においては、貴重な自然に出会うことができる場として、長期的な視点を持って林地の間伐や希少な植物の保全など園内の環境整備を進めるとともに、公園が持つ資源を活かした質の高い教育・普及活動を実施することで、いつ来ても楽しく自然に親しみ、学ぶことができる公園づくりを進める。

(ア) 各種イベント等の開催

県民に愛される公園を目指し、子育て世帯を含む多くの方に公園に来て楽しんでもらうことを目的とし、季節ごとにイベント等を開催し、地域の活性化や公園の魅力の発信を行う。

(イ) スポーツを通じた公園の利活用促進業務

競技者の技能向上の機会を提供するとともに、スポーツ競技の普及を図ることにより県民の余暇活用の支援と健康増進に寄与することを目的とし、各種講習会、スポーツ教室を開催する。

(ウ) 公園を活用した教室、観察会の開催

鳥屋野潟公園では「鳥屋野潟」、大潟水と森公園では「鶺鴒池」、「朝日池」周辺の豊かな自然、植物に触れ、学ぶ機会をつくるため、また、公園が交流の場となるように各種教室を開催する。

(エ) 地域との連携

公園が利用者同士を含めた地域コミュニティの場となるよう、公園での催しやボランティア活動への参加を促し、地域との連携強化を図る。

(オ) 高品質なスポーツターフの提供

公園内のさまざまなスポーツターフは、利用頻度が高く、芝生も傷みやすいが、適正な芝生の選定、管理手法を研究し、適正な管理によって、誰もが高品質な芝生の上でスポーツを楽しめるピッチを提供する。

(カ) 大規模施設の有効活用事業

公園内の大規模施設におけるスポーツイベントや文化イベント等での利用は、よ

り多くの方に公園に来て「楽しさ」や「感動」を体験してもらうことができる。これらのイベント利用は、公園の魅力発信や新たな公園・施設の活用方法を利用者提供することにつながる。

② 植物園における植物に関する知識の普及と理解の増進事業

花と緑に囲まれた景観を楽しんでいただける魅力ある植物園を目指し、県民の憩いの場として提供する。また、実際に植物に触れ、植物及び園芸を学べる場を提供するとともに、新潟県の花弁園芸史や植物に関する調査研究活動や新潟県の貴重な植物の絶滅を防ぐための保全活動を行うことで、自然環境の保全に貢献する。

(ア) 植物園の魅力を増進させる事業

(a) 植物コレクションの充実

本県が代表的な産地であるシャクナゲやツツジを中心に、貴重な野生品種や園芸品種の収集を進める。

(b) 植栽の充実

シャクナゲ、ツツジ、ボタンなど県特産の花木を植栽して園内の植栽の充実を図る。また、花が少ない時期に咲くネモフィラを芝生地に植栽するなど、四季を通じた魅力の向上を目指す。

熱帯植物ドームでは、花や実がつかないなど環境に適合しない植物が顕在化していることから、そのような植物を更新し、より多くの人に興味を持っていただける植物を導入することを検討する。

(イ) 植物に関する普及啓発事業

(a) 温室内展示の充実

植物に対する興味や理解を深めることを目的に、本県を代表する花の魅力、普段目にする機会が少ない植物の美しさや不思議さ、植物と私たちの生活や文化の関わりなどをテーマとした企画展示を開催する。

(b) 花と緑の教室開催業務

園内の植物の解説、ガーデニング、植物を使ったクラフトづくりなど、参加者が植物に対する関心を深め、幅広い知識を得ることができる教室を開催する。

(c) 園芸相談受付業務

植物や園芸に関する相談窓口として「花と緑の相談コーナー」を開設し、対面、電話、メールで質問や相談を受け付ける（専門相談員の配置は水・土・日曜日）。

(d) 学校教育等の支援

植物園が学習の場としての役割を果たすため、植物園での講義や学習プログラムの提供、学校への出張講義などを行う。就労体験やインターンシップの要望があれば積極的に受け入れを行う。

(ウ) 貴重な植物の保全事業

(a) 県内外絶滅危惧植物の収集及び域外保全の実施

公益社団法人日本植物園協会の植物多様性保全拠点園のひとつとして、他の植物園と連携しながら絶滅危惧植物の収集及び保全に取り組む。

(b) 地域保全団体への協力、指導（魚沼市オキナグサ）

地域で貴重な植物の保全活動を行う団体に対し、植物の移植や保全に関する技術協力や指導を行う。

(c) 新潟県作出の園芸植物の栽培保全

長い歴史を持つ本県の園芸文化を継承するため、本県で作出されたアザレアやボタンなど貴重な園芸品種の収集、保全を行う。

(エ) 植物に関する調査研究事業

(a) 新潟県の園芸史調査（チューリップ、アザレア、ボタン、ボケ）

江戸時代から続く本県の花き園芸の歴史を明らかにし、後世に伝えるため、県内の生産者団体等の協力を得ながら調査を継続する。

(b) 熱帯植物生態の調査研究（カカオ等）

観賞温室第1室の植物のうち、これまで開花や結実に至っていない植物等について開花・結実の試験を行い、栽培技術の向上や観賞価値の向上につなげる。

(オ) 産業振興、地域振興への貢献

花き産業や食品産業など、植物と関連する産業の振興に寄与するとともに、美しい景観や魅力ある展示、イベントで観光による地域振興に貢献する。

(カ) 植物に関する情報の提供

植物園の活動や植物に関する情報を、園内の展示や掲示、発行物、ホームページ、SNSなどで広く公開し、県民の理解を深める。

2 収益事業

(1) 公園施設等付帯収益事業

公園及び付帯する施設の利用者への利便を図ることを目的として次の事業を行う。

- ① レストラン運営
- ② 売店運営
- ③ 自動販売機運営

(2) 野球場施設付帯収益事業

野球興業の補助を行うことで、興行主との良好な関係を築いて、継続的な興業を促進することを目的として次の事業を行う。

- ① プロ野球興業運営補助事業
チケット販売の代理店業務

(3) 書籍の販売、発行

より植物に親しんでもらうために書籍の発行を行う。

- ① 植物に関する書籍の発行・販売

(4) スタジアム・野球場施設貸出事業

- ① スタジアム・野球場会議室貸出事業

各施設の有効活用を図るため、施設内会議室の貸出を行う。

②スタジアム・野球場スペース貸出事業

各施設の有効活用を図るため、展示会、即売会などに施設内スペースの貸出を行う。